岩倉市告示第２９８号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、令和６年度及び令和７年度に本市が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等を次のように定める。

令和５年１１月２２日

岩倉市長　　久　保　田　桂　朗

１　競争入札に参加できない者

地方自治法施行令第１６７条の４第１項（第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加できない。

(1) 国税、愛知県税及び岩倉市税が未納である者

(2) 建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）にあっては、次に掲げる者

ア　建設業法第３条の規定に基づく建設業の許可を受けていない者

イ　建設業法第２７条の２９に規定する総合評定値の通知（定時受付にあっては、審査基準日が令和４年７月１日から令和５年６月３０日までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合は、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるものを除く。）、随時受付にあっては、申請日からさかのぼって審査基準日が１年７月以内にあるもの。）を受けていない者

ウ　雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業者となったことについて関係機関に届出を行っていない者（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）

(3) 建築設計にあっては建築士法（昭和２５年法律第２０２号）の規定に基づく建築士事務所の登録、一般測量又は航空写真測量にあっては測量法（昭和２４年法律第１８８号）の規定に基づく測量業者の登録、法令等による営業の登録を必要とする場合にあっては当該登録を受けていない者

(4) 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２４年９月２７日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置又はこ

れに準ずる措置を受けている者

(5) 入札参加資格審査申請書及び添付書類等に虚偽の記載をした者

２　入札参加資格審査申請書の提出方法

(1)　受付期間

ア 定時受付

令和６年１月４日（木）から令和６年２月１５日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前８時から午後８時まで

イ 随時受付

令和６年４月１日（月）から令和８年１月３０日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び１２月２９日から翌年１月３日までの日を除く。）の午前８時から午後８時まで

(2)　申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信する。

アドレス：https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp

(3)　添付書類（各種証明書等）

上記(2)による申請後、次の書類を添付書類として各１部提出すること。添付書類は、鮮明なものであれば複写機による写しでも差し支えないが、証明書については証明年月日が申請書提出時からさかのぼって３月以内のものとする。

ア 建設工事

（ア）　岩倉市に提出する書類

ａ　岩倉市税の納税証明書（ただし、岩倉市に納税義務がある者に限る。）

・法人：法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税種別割（未納がない証明書でも可）

・個人：市県民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税種別割、国民健康保険税（未納がない証明書でも可）

ｂ 社会保険届出を確認できる書類（ただし、最新の経営事項審査結果通知書において、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無欄が有又は除外になっている場合は、提出は不要とする。）

ｃ　雇用保険届出を確認できる書類（ただし、最新の経営事項審査結果通知書において、雇用保険加入の有無欄が有又は除外になっている場合は、提出は不要とする。）

（イ）　代表審査自治体に提出する書類

ａ　国税の納税証明書

・法人：法人税、消費税及び地方消費税（その３の３）

・個人：申告所得税、消費税及び地方消費税（その３の２）

b　愛知県税の納税証明書等（ただし、代表審査自治体が愛知県の場合は、不要とする。）

a）愛知県に納税義務がある者

・法人：法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む。）及び自動車税種別割（未納税額がないこと用）

・個人：個人事業税及び自動車税種別割（未納税額がないこと用）

b）愛知県に納税義務がない者

・愛知県税の納税義務がないことの申出書

イ　設計・測量・建設コンサルタント等業務

（ア）　岩倉市に提出する書類

a　岩倉市税の納税証明書（ただし、岩倉市に納税義務がある者に限る。）

・法人：法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税種別割（未納がない証明書でも可）

・個人：市県民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税種別割、国民健康保険税（未納がない証明書でも可）

（イ）　代表審査自治体に提出する書類

a　登記事項証明書等

・法人：登記事項証明書

・個人：代表者の身分証明書及び代表者の登記されていないことの証明書

b　国税の納税証明書

・法人：法人税、消費税及び地方消費税（その３の３）

・個人：申告所得税、消費税及び地方消費税（その３の２）

c　愛知県税の納税証明書等（ただし、代表審査自治体が愛知県の場合は、不要とする。）

a）愛知県に納税義務がある者

・法人：法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む。）及び自動車税種別割（未納税額がないこと用）

・個人：個人事業税及び自動車税種別割（未納税額がないこと用）

b）愛知県に納税義務がない者

・愛知県税の納税義務がないことの申出書

(4)　添付書類の提出期限

ア　定時受付

(2)により送信した日から７日以内必着（ただし、最終提出期限は、

令和６年２月２２日（木）必着）

イ　随時受付

(2)により送信した日から７日以内必着。なお、提出期限の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び１２月２９日から翌年１月３日までに当たる場合はその日以後の最初の平日までに必着とする。

(5)　添付書類の提出先

岩倉市栄町一丁目６６番地（郵便番号 482-8686）

岩倉市役所　総務部行政課　契約検査グループ

３　資格審査

１の競争入札に参加できない者に該当しないことを調査し、次に掲げる区分に応じ審査する。

(1) 建設工事

競争入札に参加できる者は、希望する業種ごとに、建設業法第２７条の２３の規定に基づく経営事項の審査により必要な等級に区分し、決定する。

ただし、災害復旧等で緊急の必要があるとき、特定の技術、機械又は器具を必要とするとき、発注する金額に応じる等級に業者がいないとき、その他特に必要と認めるときは、当該等級の格付にかかわらず、競争入札に参加を認めることができる。

(2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務

競争入札に参加できる者は、希望する業種ごとに、年間平均実績高、自己資本額、常勤職員数、有資格者数及び営業年数について審査し、決定する。

４　結果通知

資格審査の結果については、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により通知する。

５　資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付は、令和６年４月１日）から令和８年３月３１日までとする。

６　変更等の届出

申請内容に変更等が生じた場合は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により市長に届け出なければならない。

７　資格の取消し等

入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となったときは、当該資格を取り消し、又はその者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用したときも、同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製品を粗雑にし、又は物

件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２４年９月２７日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

8 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合がある。

9 その他

(1) 市長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

(2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。

(3) 令和６・７年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。